

給与支払報告書の提出について

- ・給与支払があった方については、確定申告予定の有無、年の途中での就職や退職、支払額の多少にかかわらず、提出をお願いします。
- ・提出の際は、受給者に手渡さず、事業所から直接提出してください。

給与支払者（事業所）は、給与の受給者が1月1日現在お住まいの市町村に、前年中の給与支払額等必要事項を記載した「給与支払報告書」を1月31日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出しなければならないとされています。

また、令和7年中に給与の受給者が退職された場合でも、給与支払額が30万円を超える場合には、「給与支払報告書」を提出する義務が課されています（地方税法317条の6）。なお、30万円以下の場合におかれましても住民税の課税資料としての提出にご協力ををお願いします。

●対象者

正社員、パート、アルバイト、非常勤職員等の雇用形態にかかわらず給与の支払を受けた方（確定申告を行う受給者でも必ず給与支払報告書を提出してください）。

●提出するもの

給与支払報告書（個人別明細書）、同封の給与支払報告書（総括表）、（兼）普通徴収切替理由書（総括表下段・普通徴収該当者がいる場合のみ記入）

※給与支払報告書（総括表）の赤太枠の部分につきましては記入漏れや記入誤りがないよう提出時にご確認をお願いします。

※特別徴収と普通徴収の方がいる場合は、普通徴収仕切紙（同封の給与支払報告書（総括表）の右側半分（宛名部分））を特別徴収の方と普通徴収の方の間に挿入してください。

※自社製の総括表を使用する場合及び会計事務所等に作成を依頼する場合でも、同封の「八潮市役所提出用」総括表を添付してください。

※令和8年1月1日現在八潮市に居住している受給者がいない場合は、この総括表を破棄してください。

●提出先等

給与支払報告書は、給与の支払を受けた方が令和8年1月1日現在お住まいの市町村（退職者は退職時にお住まいの市町村）に提出してください（八潮市に住民登録の履歴がない方の給与支払報告書は返送させていただく場合があります）。

※令和5年分の源泉徴収票を税務署に100枚以上提出した事業所は、令和8年度（令和7年分）の給与支払報告書の提出方法について、eLTAXなどを利用した電子データによる提出が義務づけられます。

●提出期限

令和8年2月2日　※早めの提出（1月25日頃まで）にご協力ください。

提出が遅れた場合、住民税の課税が遅れることがありますのでご了承ください。

特別徴収として給与支払報告書を提出した方が、退職等により給与天引きできなくなった場合には、速やかに「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

●給与支払報告書（個人別明細書）の記載例

※用紙につきましては、事業所の所轄の税務署にお問い合わせください。

※税制改正により、基礎控除の見直し等が行われていますのでご注意ください。詳細な作成方法につきましては、国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）」を参照してください。

【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

令和8年1月1日現在の住所を記載

受給者番号・個人番号・氏名（フリガナ）
を記載

- ・控除対象配偶者がいる場合には(源泉)
控除対象配偶者欄に○を記載
 - ・配偶者(特別)控除額の欄には配偶者控除額または配偶者特別控除額を記載

・同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）を有する方で、その同一生計配偶者が障害者等に該当する場合にはその旨を記載（例「氏名（同配）」）

・年の途中で就職された方について年末調整の際、前職分を含んでいる場合は前職の「会社名・支払金額・社会保険料額・退職日」を記載

普通徴収に該当する場合は符号を記載
(兼) 普通徴収切替理由書の符号を参照)

住宅借入金等特別控除の適用がある場合は可能額・居住開始年月日及び控除区分などを記載

配偶者（特別）控除及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号を記載

16歳未満の扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号を記載
※5人目以上の扶養親族がいる場合には摘要欄に記載

年の途中で就職や退職をされた方は就職欄又は退職欄に〇と年月日を記載
※令和7年中に就職及び退職をされた方の場合は2段書きで記載

給与支払者の所在地（住所）・名称（氏名）・電話番号・法人番号（個人事業主の場合は個人番号）を記載

●給与支払報告書（総括表）(兼)普通徴収切替理由書の記載例

令和8年度(令和7年分) 給与支払報告書(総括表)		2月2までに提出してください。 原則特別徴収となります。 詳細は同封物をご覧ください。											
追加	令和8年1月20日提出	特別徴収義務者指定番号 70123456											
訂正	(宛先)埼玉県八潮市長	提出区分 年間分 退職者分											
給与支払期間	令和7年1月分から12月分まで	業種目 飲食業											
個人番号 (法人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	受給者員 100人											
郵便番号 (フリガナ)	340-8588	特別徴収 (給与引替) 八潮市への報告人員 30人											
給与支払者 (フリガナ)	〇〇ケン〇〇シ〇〇〇 □□□□	普通徴収 (個人で納付) 合計 2人											
役務者名 (役員等の代表者の氏名)	株式会社 □□□□	合計 32人											
提出用	代表取締役 八潮 太郎	所轄税務署名 越谷											
会計事務所等の名前及び電話番号	経理課長 八潮 次郎 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線(◇◇◇)	給与支払期日 月給 每月20日											
		納入書付 要・不要											

追加・訂正の時は、該当の区分を○で囲む

「給与の支払期間」欄には、「八潮市への報告人員」に給与を支払った期間を記載

「提出区分」欄は、退職者についてのみ給与支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲む

「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者が個人の場合には個人番号を、法人の場合には法人番号を記載

※法人番号については、国税庁法人番号公示サイトにて確認できます
【国税庁法人番号公表サイト】
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載

「八潮市への報告人員 合計」欄の人数は、給与支払報告書(個人別明細書)の枚数と一致

「給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載

(兼)普通徴収切替理由書

「普通徴収とする場合は、下記の(兼)普通徴収切替理由書の提出が必要です。

「八潮市への報告人員 普通徴収」欄の人数は、(兼)普通徴収切替理由書の合計と一致

※複数の理由にあてはまる従業員の方については、いずれか一つに人数を記載(同一の方について重複して記載しないこと)

※特別徴収の方と普通徴収の方がいる場合は、送付した総括表の右半分を切り離し、仕切紙として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し合冊して提出してください

●令和9年1月以後に提出する給与支払報告書について

前々年に所轄税務署へ提出すべきであった給与支払報告書の枚数が30枚以上の場合、eLTAX等による提出が必要となります。

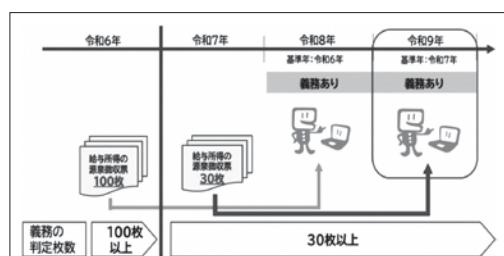
該当する給与支払報告書は、書面での提出はできませんので、eLTAX等による提出のご準備をお願いします。

また、給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署への給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

詳細につきましては、国税庁ホームページ「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

(国税庁ホームページ) <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm>



eLTAXによる電子申告の利用について

eLTAXは地方税の手続きについてインターネットを利用して電子的に行うシステムで、複数の提出先市町村などに申告データをまとめて一度に送信することが可能です。令和5年分の源泉徴収票を税務署に100枚以上提出した事業所は、令和8年度（令和7年分）の給与支払報告書の提出方法について、eLTAXなどを利用した電子データによる提出が義務づけられます。この機会に、複数の市町村の給与支払報告書と源泉徴収票を一元的に送付できるeLTAXを是非ご利用ください。

●eLTAXの特徴

◎eLTAXのサービスは無料で利用できます！

電子申告をはじめeLTAXのサービスは無料でご利用いただけます。

なお、eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。

これらの準備には費用が必要なものもあります。

◎手続きが自宅やオフィスでできます！

インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。

◎複数の申告も一括で処理できます！

利用者が作成した申告書等の電子データを送信するだけで、ポータルセンタが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。

（※申告データ等は、提出先ごとに作成する必要があります。）

◎申告書がラクラク作成できます！

無料のeLTAXソフトウェア（PCdesk）をeLTAXホームページから提供しています。

PCdeskでは、住所、氏名などの項目の自動入力や税額の自動計算などさまざまな作成支援機能を提供しています。

●利用可能な手続き（個人市民税関係）

税目	電子申告	電子申請・届出
個人市民税 (特別徴収)	給与支払報告書（総括表・個人別明細書） 給与所得者異動届出書 特別徴収への切替申請書 退職所得に係る納入申告書 退職所得者の特別徴収票 公的年金等支払報告書など	特別徴収義務者の 所在地・名称等 変更届出書

※上記の他に法人市民税や固定資産税に関する電子申告や申請・届出、市民税の納税にも利用できます。

eLTAXの利用を開始するには、eLTAXホームページより利用届出の手続きが必要です。

詳細や手続き方法等についてのお問い合わせは、eLTAXホームページ又はヘルプデスクにお願いします。

【ホームページ】

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

【利用時間】

8時30分～24時（土・日・祝日、年末年始を除く）

※月末など繁忙期につきましては別途ご確認ください。

【ヘルプデスク】

9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

電話番号 0570-081459（ハイシンコク）

上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

